

大和市告示第140号

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱

第1条中「民間保育所」を「民間保育所等」に改め、「設置する保育所」の次に「並びに同法第24条第2項に規定する認定こども園」を加え、「児童福祉の増進」を「多様な保育サービスの確保」に改める。

第2条中「児童福祉法第35条第4項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設のうち、民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助金の対象経費）

第3条 補助金の対象経費は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表対象経費の欄に定める経費とする。

第4条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第7条中「事業者」の次に「（別表第1補助基準表区分の欄に掲げる特別経常費、延長保育促進事業費及び一時預かり事業費に係る交付決定を受けた事業者を除く。）」を加え、「入所児童数」を「運営状況」に、「保育所運営費補助金交付金概算（精算）払請求書」を「保育所等運営費補助金交付金概算（精算）払請求書」に改める。

第8条第1項中「民間保育所」を「民間保育所等」に改め、同条第2項中「民間保育所運営費補助金交付要綱等の一部改正について（平成22年3月31日付け子家第2876号神奈川県知事通知）別添民間保育所運営費補助金交付要綱等の第4条の取扱要領」を「保育緊急対策事業費補助金交付要綱等の制定について（平成27年3月31日次育第846号神奈川県知事通知。以下「県通知」という。）別添保育緊急対策事業費補助金交付要綱第4条」に改める。

第12条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条及び第4条関係）

補助金基準表

区分	対象経費	補助単価		補助する額
特別経常費	民間保育所運営費補助金交付要綱等の一部改正について（平成27年3月31日付け子育第867号）別添民間保育所特別経常費補助金交付要綱（以下「経常要綱」という。）第2条の表に掲げる特別経常費	経常要綱に基づき算定される額		全額
低年齢児受入対策緊急支援事業費	県通知別添保育緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「緊急要綱」という。）第2条第1号に掲げる低年齢児受入対策緊急支援事業に要する経費	県通知別添低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領に基づき算定される額		
民間保育所健康管理体制強化事業費	緊急要綱第2条第2号に掲げる民間保育所健康管理体制強化事業に要する経費	県通知別添民間保育所健康管理体制強化事業実施要領に基づき算定される額		
要保護児童保育所受入促進事業費	緊急要綱第2条第3号に掲げる要保護児童保育所受入促進事業に要する経費	県通知別添要保護児童保育所受入促進事業実施要領に基づき算定される額		
地域型保育事業連携対策緊急支援事業費	緊急要綱第2条第4号に掲げる地域型保育事業連携対策緊急支援事業に要する経費	県通知別添地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要領に基づき算定される額		
民間保育所運営費緊急支援事業費	緊急要綱第2条第5号に掲げる民間保育所運営費緊急支援事業に要する経費	県通知別添民間保育所運営費緊急支援事業実施要領に基づき算定される額		
延長保育促進事業費	保育対策等促進事業の実施について（平成20年6月9日付け雇児第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添6延長保育促進事業実施要綱に規定する事業に要する経費	基本分	保育対策等促進事業費	全額
		加算分	補助金交付要綱の制定について（平成20年8月13日付け子家第2293号神奈川県知事通知）に基づき算出される額	

		生活保護等世帯減免加算	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下「生活保護等世帯」という。）の児童が利用した延長保育に係る負担額を減免した場合において児童1人当たり月額17,500円を上限として市長が定める額	補助単価に当該児童数を乗じて得た額
一時預かり事業費	神奈川県保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行。以下「県要綱」という。）第2条第15号に掲げる一時預かり事業に要する経費	基本分	県要綱第3条の規定により算出される額	全額
		生活保護等世帯減免加算	生活保護等世帯の児童が利用した一時預かりに係る負担額を減免した場合において、当該施設の負担額に応じて市長が定める額	補助単価に当該児童数を乗じて得た額

障がい児保育 事業費	集団保育が可能で日々通所できる障がい 児の保育に要する経費	特別児童扶 養手当等の 支給に関す る法律（昭 和39年法 律第134 号）に基づ く特別児童 扶養手当の 支給対象と なる障がい 児	1人当たり月額 160,000円	補助単 価に各 月初日 に在籍 する障 がい児 数を乗 じ、そ の得た 額に開 所月数 を乗じ て得た 額
		障がい児 （特別児童 扶養手当等 の週に関す る法律に基 づく特別児 童扶養手当 の支給対象 となる障が い児を除 く。）	1人当たり月額 130,000円	
障がい児保育 促進事業費	集団保育が可能で日々通所できるもの の、保育上特別な支援が必要とされる児 童の保育に要する経費	認可定員数に100分の7を 乗じて得た数（1人未満の端 数は切り上げるものとする。）から障がい児保育事業 費の対象となる児童数を差し 引いた数に月額87,140 円を乗じた額		補助単 価に開 所月数 を乗じ て得た 額

低年齢児保育 支援事業費	0歳児から2歳児までの保育環境の向上を図るため、これらの児童の年齢に応じた保育士を加配するための雇用経費	0歳児	1人当たり月額 17,240円	補助単 価に各 月初日 に在籍 する対 象児童 数を乗 じ、そ の得た 額に開 所月数 を乗じ て得た 額
		1歳児	1人当たり月額 21,785円	
		2歳児	1人当たり月額 7,957円	
地域育児セン ター事業費	専門的機能を活用して、民間保育所等に 入所していない児童の保護者を対象とし て、育児相談等地域の子育て支援事業を 実施するための保育士の雇用経費	月額261,420円		補助単 価に実 施月数 を乗じ て得た 額

別表第2を削り、別表第3第1号様式の項中「保育所運営費補助金交付金概算（精算）払請求書」を「保育所等運営費補助金交付金概算（精算）払請求書」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新要綱第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成27年7月31日までに新要綱第5条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業者に対し同年4月1日から7月31日までに要した対象経費に係る補助金を交付する場合においては、新要綱第7条中「第5条第2項に規定する通知のあった日以後毎月1日」とあるのは「毎月1日」と、「毎月5日まで」とあるのは「平成27年8月5日まで」と読み替えるものとする。